# 架空請求メールにあってないで!

## ■こんな手口です

不特定多数の人に、まったく覚えのない登録料や利用料などを 請求するメールを送りつけ、連絡してきた人を脅迫するなどして 恐怖心を与え、お金の支払いを強要する手口です。

# ■対処方法

## メールに 反応しない

## 連絡しない

\*誤って相手に連絡した場合でも、住所・氏名などの個人情報は伝えない。



そもそも架空請求メールが来ないように、携帯 電話会社が提供する迷惑メールのフィルタリング サービスを利用することも対策のひとつです。 架空請求メールの例

facebook、twitterを ご活用ください 春休み親子消費者教室

## 最終通告

このたび、サイト運営会社より、 依頼があり、連絡させていただきました。

#### 〔依頼内容〕

- ○料金精算手続きおよび退会処理○民事訴訟に必要な個人の身辺調査
- ※〔身辺調査料〕〔回収手数料〕はお客様 負担になります。

このまま放置しておくと、訴訟履歴がマイナンバーに登録されます。

翌営業日正午までに御連絡ください。

営業時間 9:00~19:00 (年中無休)

調査会社○○○ 担当 顧客管理部 △△ 03-○○○○○○○

3,000

マイナンバーに 関するウソの 内容に注意

架空請求メール・ワンクリック請求(不当請求)

# プリペイドカード<sub>以下プリカ</sub>の購入を指示し、 お金をだまし取る手口にご注意! \* 7,000

インターネットの買い物に利用できるプリカ(前払式電子マネー)の購入を指示され、お金をだまし取られるケースが増えています。 このプリカは、コンビニ等で誰でも簡単に購入できます。

> 悪質業者に言われるまま、 プリカを購入し、プリカのID 番号を業者にFAXやメール、 写真で伝えてしまう



プリカのID番号を伝えることは、 お金を渡したのと同じことになり、 取り戻すことは大変困難

目

プリカの番号を伝えてしまったときは、すぐにプリカの発行会社と警察に連絡しましょう。

相 月 <u>談</u> 金

052-222-9671 052-222-9674 052-223-3160

消費生活相談、金融商品·高齢者悪質商法110番

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

土・土・日テレフォン相談

052-222-9690

# 甘い話のその先に、トラブルが 待ち受けているかもしれませんヾ



消費生活センターに相談された方から、「まさか私がだまされるとは思わなか った」という声をよく聞きます。普段からだまされないように気をつけていても、 悪質業者は手を変え品を変え、消費者の心理をたくみに突いてくるのです。

悪質業者にだまされないためには、悪質業者の手口を知ることです。 手口を知って、トラブルにあわないための見極め力を付けましょう。

### 悪質太郎 プロフィール

私はこれで だましています。

甘い話でその気にさせる

#### 決めゼリフ

絶対もうかる

#### 好きな言葉

# 「簡単に稼ぐ方法を伝授する」といっ情報商材のトラブル



SNSで知り合った男性から、「アフィリエイト(※1)で 簡単にお金を稼ぐためのノウハウを教える」と誘わ れた。



喫茶店で説明を聞き、18万円の情報商材を購入 する契約をし、代金の一部10万円を支払った。



情報商材はA4用紙1枚で、内容は、SNSで女性に なりすまし、相手を出会い系サイトに誘い、紹介料を もらうというものだった。



やりたくないので返金を求めたら、「返金はできな い。残金8万円を払えば、他のもうかる方法を教え る」と言われた。



SNSで知り合った人や、インターネットで見つけた「副業」や「稼げる仕事」の 情報が元でトラブルになるケースが目立ちます。条件の良い情報には、トラブ ルの種が潜んでいる可能性が高いことを忘れずに!

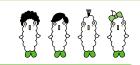
### ここで見極め

- ●収入を得るために何かを契約しなければいけないときは、いったん立ち止まってよく考える
- ●「必ずもうかる」など、不確実なことを断言するような説明は信用しない。

※1:自分のブログ等に企業の商品広告を掲載し、広告をクリックした人が商品を購入した場合、企業から報酬がもらえるというもの。

# 甘い話がきっかけのトラブル





### 逆援助メールがきっかけのトラブル (悪質な出会い系サイト)

「1,600万円支援する」 というメールが来た。



#### ところが…

出会い系サイトに誘導され、 お金をもらうためのメール のやり取りに必要なポイント を何度も買わされた。



#### ! ここで見極め

メールの相手は、お金持ちになりすましたサクラです。 アイドルや異性になりすます手口もあるので注意!

## 1回だけのつもりが定期購入に

ダイエット飲料がお試し 価格で買える、というネット 広告を見て注文した。



#### ところが…

1回だけのつもりが、定期購入になっており、最低4回は買わないといけない



#### ! ここで見極め

サイトの注意書きに定期購入の記載がされていないか チェック!

### 無料体験がきっかけでエステを契約

痩身エステの無料体験後、 契約するまで帰してもら



#### ところが…

行く度に新しい契約を勧誘され、合計が200万円を超えてしまい、払えない。



#### ! ここで見極め

無料(格安)体験後、強引な勧誘や効果を強調するトークで契約し、トラブルになるケースがあります。無料で利用するには、それなりの理由があることを考えて。

### 仮想通貨事業に投資したが配当がない

友人に誘われて、仮想通貨の 事業に100万円投資した。 配当は1カ月30万円で、出資 者を勧誘すると1人につき 40万円もらえると言われた。



#### ところが…

配当がないので返金して 欲しい。



#### ! ここで見極め

投資にはリスクが伴います。利益を強調する勧誘には応 じないようにしましょう。

### マルチ商法

友だちから、「久しぶり に会おう」とメールが 来た。



### ところが…

講習会に連れて行かれ、「商品を他の人に売るともうかる」 と説明された。健康食品と 化粧品を契約したがやめたい。



マルチ商法とは、商品やサービスを契約して、次は自分が 買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式 に拡大させていく商法です。

- ●販売組織の会員となって、次に自分が勧誘する際、特定商取引法のルールを守らないと加害者になる可能性があります。
- ●成果を上げられず、借金が残って被害者になる可能性が あります。
- ●友人同士の勧誘で人間関係を壊すおそれもあります。親 しい友だちの誘いでもはっきり断りましょう。

#### ! ここで見極め

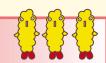
実際には販売組織と一部の上位の会員だけがもうかるシステムです。 「必ずもうかる」はあり得ません。

プラスメモ

エステ、マルチ商法の契約は、クーリング・オフや中途解約ができます (エステは、契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超える契約で適用)。



# 契約するときはバランスが大切です



# 契約はいったん成立すると、 原則として自己都合で やめることはできません

(クーリング・オフができる場合等の例外を除く)。

特に、高額な契約や長期間に渡る契約をするときは、「返 品・交換できるか」や「中途解約できるか」を確認したり、 他業者と比較するなどして慎重に検討しましょう。

### 契約する?しない?

プラスのイメージ

もうかる 健康に良い 得する これしかない 成功する



マイナスのイメージ

もうからない 健康に悪い 損する 他にもある 失敗する

# SNSをご活用ください



センターが開催する 講座やイベント情報などを いち早くキャッチ

> HPにも載っていない おまけの話も

契約トラブルや製品の 危害・危険情報をチェック! 自分や周りの人の身を守ろう

『くらしのほっと通信』や 『なごや見守り情報』の 発行がすぐ分かる

## み親子消費者教室受講者募集 お知らせ

遊んで学ぼう"お金とお買い物"

「自分でピザの材料を考え、食材サンプルを買いながら、 上手なお金の使い方を学ぼう」

3月25日(金) 午前10時から正午 日時

市内在住の小学校1~3年生とその保護者 12組

開催場所 名古屋市消費生活センター くらしの情報プラザ

持ち物 筆記用具、電卓

3月17日(木)午前10時~電話受付(先着順) 名古屋市消費生活センター くらしの情報プラザ 222-9677まで 電話でお申込みください。



#### 利用のご案内

#### 相談室

9:00~16:15

申込み方法

月~金曜日 TEL 052-222-9671

(祝日·年末年始を除く) TEL 052-222-9674

TEL 052-223-3160

TEL 052-222-9690

土・日テレフォン相談

9:00~16:15 ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。 (祝日·年末年始を除く) ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

# 052-222-9677

(祝日・年末年始を除く)

※くらしに役立つ幅広い 情報を提供しています。

くらしの情報プラザ

月~土曜日 9:00~17:00

http://www.seikatsu.city.nagoya.jp

「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

#### **T460-0008**

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678



- ●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。
- ●このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。